

政令第 号

宅地造成等規制法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

宅地造成等規制法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成十八年九月三十日とする。

理由

宅地造成等規制法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。